

令和8年度 第1回 島根県地域医療支援会議（書面審議）における 議題及び審議事項

《議題》重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設 整備事業の支援区域について

- (1) 厚生労働省では、令和6年12月、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」が策定され、地域偏在対策における経済的インセンティブが設けられることとなりました。
- (2) 令和6年度国補正予算では、「診療所の承継・開業・地域定着支援」が先行して実施されることとなり、事業の対象地域（重点医師偏在対策支援区域）を決める必要があったことから、昨年5月に開催した支援会議では、現行の県医師確保計画における医師少数区域及び医師少数スポットを対象地域とすることを提案し、承認いただき、事業を実施したところであります。
- (3) 令和7年度国補正予算では、さらに「医師の勤務・生活環境改善への支援」が設けられたことから、今年度の事業実施に当たり、この対象地域を決める必要があり、今回の支援会議（書面開催）では、昨年度と同様、県医師確保計画における医師少数区域及び医師少数スポットとすることを提案し、ご意見を伺いたいと考えております。（詳細については、資料をご参照ください。）
- (4) なお、この対策パッケージでは、今後国から示されるガイドラインに基づき都道府県は医師確保計画の中で「医師偏在是正プラン」を策定することとされており、今年度の計画策定作業の過程で、改めて来年度以降の対象地域についてご審議いただくこととしております。

国の「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」における令和8年度 経済的インセンティブの「重点医師偏在対策支援区域」の設定について

1 概要〔別紙1〕

都道府県は、医師偏在対策を優先的・重点的に進める「重点医師偏在対策支援区域」（以下「支援区域」という。）を選定し、支援区域内において、国が示す「経済的インセンティブ」を優先的・重点的に実施する。

2 経済的インセンティブ〔別紙2〕

事業	国予算	県予算
【R7】診療所の承継・開業支援	R6経済対策	R6.2月補正
【R8】診療所の承継・開業支援	R8当初	R8当初
医師の勤務・生活環境改善のための施設整備	R7経済対策	R7.2月補正

3 支援区域の設定について

令和8年度からの「医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業」における支援区域の設定が必要（診療所の承継・開業支援事業の支援区域は、令和7年度に設定済）

(1) 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業における支援区域の設定と考え方

〔区域の設定案〕

本事業の重点医師偏在対策支援区域は、医師確保計画における医師少数区域及び医師少数スポットとする。（令和7年度に設定した「診療所の承継・開業支援事業」の支援区域と同じ区域）

圏域名	市町村名	支援区域
松江	松江市	（旧市町村名）鹿島町、島根町、美保関町 （地区名）本庄、秋鹿、大野、忌部、八雲、八束
	安来市	全域
雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町	全域
出雲	出雲市	（旧市町村名）佐田町、多伎町 （地区名）朝山、稗原、乙立、上津、鰯淵、西田、北浜、佐香、伊野、東、荒木、日御碕、鵜鷺、大社、遙堪、阿宮
大田	大田市、川本町、美郷町、邑南町	全域
浜田	浜田市、江津市	全域
益田	益田市、吉賀町、津和野町	全域
隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村 隠岐の島町	全域

〔考え方〕

- ・ 医師確保計画では、医師偏在指標において、全国の二次医療圏と比較して下位1／3に位置する圏域（雲南、大田、益田）の各圏域を「医師少数区域」に設定している。
- ・ また、医師少数区域とならない二次医療圏であっても、県内の過疎地域等では、高齢化や人口減少が進む中、日常生活に必要な機能やサービスの低下が深刻化しており、医療提供体制を確保する必要があることから、過疎地域、特定農山村地域、辺地地域を「医師少数スポット」に設定している。
- ・ 医師確保計画における医師少数区域及び医師少数スポットは、その区域の医療機関での勤務が地域枠医師の従事要件となるなど医師の確保を特に図るべき区域として、医師の派遣を促進する施策を実施している。
- ・ 支援区域の設定においては、地域の実情に応じた設定も認められていることから、国から提示された支援区域を、医師確保計画において支援対象としている医師少数区域及び医師少数スポットまで拡大する。

4 今後のスケジュール

- ・ 4月下旬～5月中旬 事業希望調査
- ・ 5月中旬 地域医療支援会議（書面）

{

事業の実施を希望する医療機関の審議

 - ・ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業
 - ・ 診療所の承継・開業支援事業
- ・ 5月下旬 国へ事業計画書を提出

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

1 事業の実施主体

都道府県が定める支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関（病院・診療所）の開設者

2 事業内容

宿直室・医局・更衣室・浴室等の医師の勤務・生活環境改善に資する施設整備に対する支援

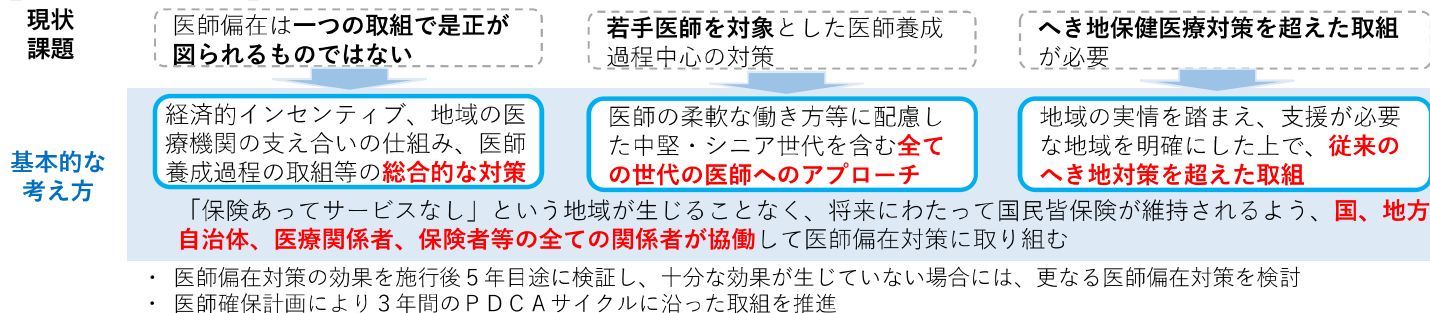
3 補助対象・補助基準額等

補助対象	1 m ² 当たり補助単価	補助率
医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費及び工事請負費 ・宿直室 ・医局 ・更衣室 ・浴室 等 ※住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない	基準面積 80 m ²	国 1/3
	○鉄筋コンクリート	都道府県 1/6
	484,000 円／m ²	事業者 1/2
	○ブロック 214,000 円／m ²	
	○木造 355,000 円／m ²	

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（概要）

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改革を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策**を推進する。
 - **総合的な医師偏在対策**について、医療法に基づく**医療提供体制確保の基本方針に位置付ける**。
- ※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

【基本的な考え方】



【総合的な対策パッケージの具体的な取組】



新規

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和8年度当初予算案 20億円(一) ※(一)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門(診察室、処置室等)等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

- 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定(重点区域、支援対象医療機関等)

3 補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門	
	・無床の場合	160㎡
	・有床の場合(5床以下)	240㎡
	・有床の場合(6床以上)	700㎡
	診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

②設備整備事業

基準額 (1か所当たり)	診療所として必要な医療機器等購入費	16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数(129日以下)	6,200千円 + (71千円 × 実診療日数) 等
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3	

3

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

令和7年度補正予算額 14.1億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。

2 事業の概要

【事業概要】

・医師の勤務・生活環境改善のための施設整備

重点区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

【実施主体】

- 重点区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定(重点区域、支援対象医療機関等)



←宿直室



←医局

3 補助基準額等

【対象経費】

医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

- ・宿直室
- ・医局
- ・更衣室
- ・浴室
- 等

基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積 80㎡
	単価 鉄筋コンクリート 484,000円 ブロック 214,000円 木造 355,000円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2

12